

# 定額減税補足給付金（不足額給付） についてのお知らせ

昨年度に実施した当初調整給付（令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税において定額減税しきれないと見込まれる方への給付）の支給額に不足が生じる場合等に、不足額給付金を支給します。支給までの具体的なスケジュール等をお知らせします。

## 1 制度概要

### 給付対象

令和7年1月1日に伊仙町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

#### ①定額減税対象の方で当初調整給付額に不足が生じた方

当初調整給付の算定に令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算出したこと等により、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

#### ②定額減税対象外で次のア～エ すべての要件を満たす方

ア 本人が定額減税の対象外であること（所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ）

イ 扶養親族等としても定額減税の対象外であること（税制度上、「扶養親族」の対象外）

ウ 低所得世帯向け給付金（注）の対象外であること（低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員でない）

（注） 令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たに非課税世帯または均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）

エ 当初調整給付の対象外であること（扶養親族等として加算される者を含む）

### 給付額

① の給付対象者 本来給付すべき額から当初調整給付額を引いた額

② の給付対象者 原則4万円 ※R6.1.1時点で国外居住者であった方：3万円

国の資料も参考になさってください。詳しくは問い合わせ先までお問い合わせください。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/FAQ/2025\\_chirashi.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/FAQ/2025_chirashi.pdf)（国資料 URL）



（国資料 QR コード）

問い合わせ先

伊仙町役場給付金担当係 電話 080-8811-9035

または伊仙町役場2階 給付金室まで

裏面に支給までのスケジュールを記載しています。

## 2 支給までの流れ

### (1) スケジュール

- ・令和7年9月中 対象者へ順次案内通知発送
- ・令和7年10月から対象者へ支給開始
- ・令和7年10月31日(金) 申請受付終了（消印有効）

(2) 送付する書類 対象者には順次、以下の書類をお送りします。

▽伊仙町に受取口座情報等のある方

「支給のお知らせ」（原則手続き不要）

▽伊仙町に受取口座情報等のない方

「確認書」（郵送手続きが必要）

※対象と思われる方で9月中に通知が届かない場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

### (3) 問い合わせ先

伊仙町役場給付金担当係

- ・電話番号 080-8811-9035
- ・受付期間 令和7年9月10日(水)～10月31日(金) (土・日・祝除く)
- ・受付時間 8時30分～17時